

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 18 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成 19 年岩手県条例第 11 号）第 2 条の規定による報告は、別に定める様式による任意入院者の定期病状報告書により、次の各号に掲げる精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 2 項に規定する任意入院者の区分に応じ、当該各号に定める期日までに行わなければならない。

- (1) 入院後 1 年以上経過している任意入院者 当該任意入院者が入院をした日の翌日から起算して 1 年を経過した日から 10 日を経過した日及び当該日の属する年の翌年以後の各年における当該日に相当する日
- (2) 入院後 6 月を経過するまでの間に法第 36 条第 3 項に規定する行動の制限を受け、又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限された任意入院者（前号に掲げる者を除く。） 当該任意入院者が入院をした日の翌日から起算して 6 月を経過した日から 10 日を経過した日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。